

教児安第143号  
教職第178号  
令和5年5月15日

各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長  
教育振興部教職員課長

### 自転車の交通ルールの遵守について

このことについて、令和5年4月3日付け道計第36号により別添写しのとおり通知がありました。

今般、道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、また、特定小型原動機付自転車が自転車と同様の交通空間を走行することとなります。

さらには、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となることを受けて、「自転車安全利用五則」の改定（令和4年11月 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）がなされたところです。

については、貴校職員及び児童生徒等に対し、別添を活用するなど、自転車の交通ルールの遵守について周知徹底願います。

#### 担 当

- ・交通安全教育について  
教育振興部児童生徒安全課安全班  
電話 043(223)4091
- ・職員の交通安全対策について  
教育振興部教職員課管理室  
電話 043(223)4036

教児安第143号  
教職第178号  
令和5年5月15日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長  
(公印省略)

### 自転車の交通ルールの遵守について

このことについて、令和5年4月3日付け道計第36号により別添写しのとおり通知がありました。

今般、道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、また、特定小型原動機付自転車が自転車と同様の交通空間を走行することとなります。

さらには、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となることを受けて、「自転車安全利用五則」の改定（令和4年11月 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）がなされたところです。

つきましては、貴所属職員及び貴管下の学校等に対し、別添を活用するなど、自転車の交通ルールの遵守について周知徹底願います。

#### 担 当

- ・交通安全教育について  
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課安全班  
電 話 043 (223) 4091
- ・職員の交通安全対策について  
千葉県教育庁教育振興部教職員課管理室  
電 話 043 (223) 4036



道計第 36 号  
令和5年4月3日

各部主管課長 様  
教育庁教育振興部児童生徒安全課長 様  
警察本部交通部交通総務課長 様

県土整備部 道路計画課長

自転車の交通ルールの遵守について

このことについて、令和5年3月27日付で別添のとおり事務連絡がありましたので送付いたします。つきましては、部内又は庁内への周知徹底をお願いいたします。



事務連絡  
令和5年3月27日

各都道府県  
各政令指定市 人事担当 各位

国土交通省道路局参事官付  
自転車活用推進官  
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付  
参事官(交通安全対策担当)付 参事官補佐  
警察庁交通局交通企画課  
交通安全企画官

### 自転車の交通ルールの遵守について

平素より自転車活用の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

第2次自転車活用推進計画(令和3年5月28日閣議決定)においては、自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対し、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底することとされているところです。

今般、道路交通法(昭和35年法律第105号)の改正により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、また、特定小型原動機付自転車が自転車と同様の通行空間を走行することとなる予定です。

全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となることを受けて、「自転車安全利用五則」の改定(令和4年11月中央交通安全対策会議交通対策本部決定)がなされたところ、各地方公共団体におかれましても、所属職員に対し、別添を活用するなど自転車の交通ルール遵守について周知徹底をお願い申し上げます。

なお、都道府県におかれては、域内市区町村に対しても本依頼の内容について周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

<連絡先>

自転車活用推進本部事務局

電話: 03 - 5253 8497

担当: 公文、池田

## 1 特定自動運行に係る許可制度の創設

- レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転（特定自動運行）を行おうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。
- 都道府県公安委員会は、許可をしようとするときは、市町村の長等の意見を聴かなければならないこととする。
- 遠隔監視のための体制を整えなければならないこととするなど、許可を受けた者の遵守事項や交通事故があった場合の措置等について定める。

## 2 新たな交通主体の交通方法等に関する規定の整備

### 1 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等

- 最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とする。
- 特定小型原動機付自転車の運転には運転免許を要しないこととし（ただし、16歳未満の運転は禁止）、ヘルメット着用を努力義務とする。
- 特定小型原動機付自転車は、車道通行を原則とする。
- 特定小型原動機付自転車のうち、一定の速度以下に最高速度が制限されており、それに連動する表示がなされているものについては、例外的に歩道（自転車通行可の歩道に限る。）等を通行することができることとする。
- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする。また、危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命ずることとする。

### 2 遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）の交通方法等

- 遠隔操作により通行する車であって、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当するものを「遠隔操作型小型車」とし、歩行者と同様の交通ルール（歩道・路側帯の通行、横断歩道の通行等）を適用する。
- 遠隔操作型小型車の使用者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないこととする。

## 3 運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備

- 希望者には、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することができることとする。
- 自動車等を運転するときは、上記事項が記録された個人番号カード又は運転免許証を携帯していなければならないこととする。

## その他

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務
- 安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引上げ等
- バス停等における駐停車禁止の規制から除外する対象の拡大

## 自転車の安全利用の促進について

令和4年11月1日  
中央交通安全対策会議  
交通対策本部決定

自転車に関しては、これまでも、その交通秩序の整序化を図るため、平成19年の道路交通法の改正を始めとする各種対策を講じ、「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定。以下「旧交通対策本部決定」という。）に基づいて自転車の安全利用を促進するための広報啓発に努めてきたところである。しかしながら、依然として交通ルールを遵守しない自転車利用者に対しては多くの批判的な意見が寄せられているところである。今般、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の改正が行われたところであり、これを機会に、自転車に関する交通秩序の更なる整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。

なお、自転車の交通ルールの広報啓発に当たっては、本交通対策本部決定以後、別添の「自転車安全利用五則」を活用するものとし、旧交通対策本部決定は廃止する。

- 1 自転車の交通ルール及び今般の道路交通法の改正内容（以下「自転車交通ルール等」という。）の広報啓発に努めること。  
また、所属職員に対し、自転車交通ルール等の周知を図り、その遵守について指導を徹底すること。
- 2 学校、幼稚園、保育所、福祉施設及び社会教育施設等における交通安全教育、自転車利用者が参加する各種の講習等のあらゆる機会において、自転車交通ルール等の周知徹底を図ること。
- 3 日本自転車普及協会、自転車産業振興協会等の関係団体に協力を要請する等効果的な自転車交通ルール等の広報啓発を実施すること。
- 4 自転車利用者の悪質・危険な交通法令違反に対する指導及び取締りを強化するとともに、地域交通安全活動推進委員等と連携して自転車の安全利用を促進するための活動を推進すること。
- 5 自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、自転車通行空間の整備を推進すること。

## 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

## 自転車の通行方法等に関する主なルール

### 通行場所・方法

#### ◆車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければならない。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第17条第1項及び第4項、第18条第1項／第17条の2

【罰 則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は科料

#### ◆歩道における通行方法

普通自転車※が歩道を通行する場合は、道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）がある場合は当該部分を、指定されていない場合は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

【該当規定】 道路交通法第63条の4第2項

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料

※車体の大きさ及び構造が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の2の2で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの。

<道路交通法施行規則第9条の2の2に定める基準>

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
  - イ 長さ 190センチメートル
  - ロ 幅 60センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
  - イ 四輪以下の自転車であること。
  - ロ 側車を付していないこと。
  - ハ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
  - ニ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
  - ホ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。



#### ◆歩行者用道路における通行方法

道路標識等によって車両の通行が禁止されている歩行者用道路を警察署長の許可を受け、または禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第9条

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

#### ◆交差点での通行

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の表示する信号に従う。

【該当規定】道路交通法第7条

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第43条、第36条第3項

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

#### ◆横断

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第63条の6、第63条の7第1項

#### ◆自転車道の通行

普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

普通自転車以外の二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの及び車両をけん引しているものを除く。）は、自転車道を通行することができる。

【該当規定】道路交通法第63条の3、第17条第3項

【罰 則】2万円以下の罰金又は科料

#### ◆普通自転車専用通行帯の通行

普通自転車は、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第20条第2項

【罰 則】 5万円以下の罰金

## 自転車の乗り方

### ◆安全運転の義務

ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第70条

【罰 則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

### ◆夜間、前照灯及び尾灯の点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければならない。

【該当規定】 道路交通法第52条第1項、第63条の9第2項、道路交通法施行令第18条第1項第5号

【罰 則】 5万円以下の罰金

### ◆酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第65条第1項

【罰 則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
(酒に酔った状態で運転した場合)

### ◆二人乗り等の禁止

小学校入学前の子供を乗せる場合等には、各都道府県公安委員会規則において定められている自転車の乗車定員に反して、自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第55条第1項／第57条第2項

【罰 則】 5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は科料

### ◆過積載の禁止

各都道府県公安委員会規則において定められている自転車の積載制限に反して、自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第55条第1項／第57条第2項

【罰 則】 5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は科料

### ◆並進の禁止

「並進可」の道路標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。

【該当規定】 道路交通法第19条

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料

◆ブレーキ不良自転車の運転禁止

基準に適合する制動装置を備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第63条の9第1項

【罰 則】 5万円以下の罰金

**道路交通法の改正内容**

令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」（令和4年法律第32号）により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すこととされ、「公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日」から施行することとなっている。

**乗車用ヘルメットに関する規定**

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【該当規定】改正後の道路交通法第63条の11